

ジャカルタ日本人学校通学基本方針

ジャカルタ日本人学校園児・児童・生徒の通学上の安全を図るため、基本方針を定める。

- 1 本校への通園・通学は保護者の責任において行われるものである。

通学方法としては、当地の治安状況及び交通事情を考慮して、学校維持会が利用者を代表して契約しているバス（以下「スクールバス」という。）によって通園・通学することが望ましい。保護者は、自らの責任で通学方法を選択するものであるが、スクールバス以外の通学方法を利用する場合は、緊急時の安全対策上、その旨を学校に届けるものとする。

- 2 スクールバス通学の運営主体として、PTA によって Association for School Bus Operation (ASBO)が組織される。

学校維持会は、ASBO と連携し、必要に応じた指導・助言・援助を行う。

学校は、ASBO に参画し、助言・協力する。

- 3 「安全対策（基本方針）」及び「通学・通園に関する安全対策」に定められた学校の危機管理体制が、有効に機能するためには保護者の一致した協力が不可欠であり、学校は園児・児童・生徒の生命身体の保護を最優先課題として、在外公館、学校維持会等関係諸機関と連携し、保護者の協力を得てその職責を全うする。

*参考 ジャカルタ日本人学校学則第 45 条（平成 10 年 4 月 1 日より施行）

日本人学校に就学する者は、スクールバスにより通学することが望ましい。

なお、別途通学基本方針を定める。